

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区及び南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和4年11月11日(金)10時30分～11時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

高橋安全審査官、本多主任安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所

保安管理部 施設安全課 課長 他2名

高温工学試験研究炉部 HTTR 計画課 マネージャー

材料試験炉部 次長 他3名

燃料材料開発部 次長 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

<大洗研究所(北地区)>

・大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について

－JMTR 施設及びホットラボ施設に係る変更－

・大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について

－HTTR原子炉施設に係る変更－

・保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(北地区・使用施設)

・大洗研究所 核燃料物質使用施設等保安規定 使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表 令和4年10月3日申請

・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

<大洗研究所(南地区)>

・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について

・保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(南地区・使用施設)

・大洗研究所 核燃料物質使用施設等保安規定 使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表 令和4年10月21日申請

・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、じゃあ、後藤さんじゃ私からちょっとイントロだけ、ごめんなさい。規制庁の本田でございます今日はですね大洗研究所の鴫田地区と南地区それぞれ保安規定の変更認可申請が、
0:00:18	提出されておりますので、それに
0:00:21	その変更認可申請についての面談ということでちょっと大洗北と南と一緒にやらしていただきたいということ、ちょっとこちらからねご提案させていただいて減少機構さんも了解いただいたと。
0:00:36	ということでちょっとさせていただきますそれで、資料自体はですね事前にいただいておりますので、順番にからあれですかね、
0:00:47	いくとあとここではゴトウさんの方でちょっと仕切りというか司会みたいなことを言っていただいて、お願いします。
0:00:56	はい、五島です。それでは、申請した順にさせていただきたいと思いますので、大原地区の
0:01:07	P R、名倉さんからお願いします。
0:01:14	はい、大洗のJ M T Rホットラボ。
0:01:17	マネジャーの木村ですよろしく申し上げます。まず、説明する前に資料の方だけ確認させていただきます。はい。本日説明する資料につきましては三種類ということで、
0:01:33	よろしいでしょうか。1点目は、
0:01:37	許可書と、保安規定の対比表という資料と交付、2点目が、新、保安規定の審査基準と保安規定の記載の整理表、はい。
0:01:49	三つ目が保安規定に規定するべき事項の確認表という三つということでよろしいでしょうか。

0:00:01	そっか。
0:00:04	必要に応じてそっちに行きますかまず、今、
0:00:08	おっしゃった三種類の方から先にやりますか。
0:00:13	はいよろしく申し上げます。まず資料の一つ目ですけども保安規定の変更申請と許可の対比表というところで説明させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:00:23	まずですね材料試験の分の部分につきましてはJ M T R、主要施設ホットラボの使用施設というところとなっております、資料のほうをめくっていただきまして、
0:00:35	18 ページになります。
0:00:37	うん。ちょっと待ってくださいね。18 ページ。
0:00:48	はい、はいJ M T R はい。
0:00:51	はい。こちら 18 ページの方には第 5 編 J M T R の管理ということで今回保安規定の方にですね、追記させていただきました放射性廃棄物でない廃棄物の管理と、
0:01:04	いうこちらの条項の方の方、記載させていただいております。こちら読み上げはちょっと省略させていただきます。はい。こちら第 33 条の方ということでJ M T R の方は記載させていただいております。
0:01:19	はい。これに合わせるですね使用変更許可ということでこちら、使用の許可の方にはですね放射性廃棄物でない廃棄物の管理については記載はされていないのでこちら斜線と。
0:01:31	いうことでさせていただいております。はい。同じように前回変更しました第 7 編年検討の方でですねこちらも許可に記載はないけどこのように同じような記載となっていたと。
0:01:43	いうこととなっております。はい。次のページのですね第 6 編のホットラボの管理というところですねJ M の方と同じようにですね、第 7 章に放射性廃棄物でない廃棄物の管理と、
0:01:57	いうところで同様の記載させていただいております。はい。
0:02:03	この資料につきましては材料試験の分、所掌の分につきましては以上となっております。
0:02:10	はい、わかりました。
0:02:14	N R ですねはい。規制庁の本田ですけれども、
0:02:20	廃棄物なら廃棄物だから、申請書で言うところのJ M T R とホットラボにかかる、
0:02:27	放射性廃棄物の廃棄物の管理の追加というところのご説明と、ありがとうございました。はい。
0:02:35	これがあります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	許可との対比か許可との対比ということで、じゃ、次はどれ行きますじや、
0:02:46	このままJMから材料試験の分の所掌分を言っているのかそれともこの資料を進めるのかっていう所掌分やっちゃいましょう所掌分で、
0:02:58	はい、では引き続きまして次の資料で材料試験炉部の部分、説明させていただきます。次の資料はですね保安規定の審査基準と保安規定の記載の整理表という、
0:03:10	資料で説明させていただきます。
0:03:14	はい。はい。お願いします。こちらの資料につきましては、9ページ。
0:03:19	39ページ。
0:03:32	はい。
0:03:33	はい。こちら9ページの方にですねこちら9ページの下の方ですね8ポツとあるんですけどこちら第2条の中に、
0:03:42	第1項の第8号号の差異分の8というところで記載されている放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いに関することについてはというくだりが記載されてまして、この審査基準に合わせるような形で、
0:03:57	今回、JMTRの保安規定の条文と、あと次のページのホットラボの条文を追加させていただいたと。
0:04:07	いうところになっております。はい。
0:04:11	備考としましてはこちら第5編の7章の33条に書いてあるよというところと、6.の7章の第25条に書いてあるというところを記載させていただいております。はい、わかりました。
0:04:26	材料試験炉部の所掌につきましては、この点のみとなっております。わかりました。はい。
0:04:35	では次はどうでしょうか。はい。次はですね、フアン規定に規定すべき事項の確認表というところで、こちらが3ページ目となっております。
0:04:49	こちら、施設保安規定申請の変更の背景ということでですね放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関することについて今回追記したと。
0:04:59	いうところとなっております。確認の観点と妥当性につきましては、放射性廃棄物で廃棄物の管理に関することに追加するというところを記載させていただきまして、保安規定の該当箇所としましては、先ほども何度もお話ししているように、5編、7章の33条と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:17	6.7 章の 25 条というところで追加しているというところでございます。はい、以上で材料試験の分の処分につきまして、説明終了させていただきます。ありがとうございます。
0:05:34	から次はHですかねH T T Rのことかな。
0:05:39	計画から見てと申します温泉はもういかがでしょうか。
0:05:44	えっと聞こえるんですけどちょっと何か悪い意味でちょっとあれかなと思ってますけど。
0:05:50	すいません、近づけているんですけど、これでもうあまりこれ大丈夫大丈夫です。
0:05:57	それで、続けさせていただきます。はい。
0:06:01	梅野教諭はよろしいでしょうか。
0:06:05	いや、いらぬ。結構いいですよこのまま私たち持ってますから大丈夫です。
0:06:10	資料の 1 のこの①の方から説明する、①からはい。
0:06:19	尾上代表というものははい。はい。
0:06:24	先ほど J M T R の方から説明ありましたがもう、右の方がですね使用許可となっております、はい。その内容が H T R の
0:06:34	許可の方ですね 6 月、
0:06:38	説明なんかといいますか 6 月 3 日に、
0:06:41	塩漬けのことが起きまして
0:06:44	41 条の非該当施設があったということ等で保安規定からですね 1 度記載を削除するというのは、敷地となっております。はい。
0:06:54	今の方はですねここに書いてますように実際
0:06:58	使用しますウラン量を、濃縮ウラン量がこのように、合計 11 グラムとなっておりますので、先行ですね一遍 41 非該当になるということでございます。はい。
0:07:12	左の方につきましてはそれに係ります保安規定、背弧。
0:07:17	まして基本的にはもう削除するというものでございます。ここは職務のところですが H T I に関するですね、記載を削除するといったものでございます。
0:07:30	向後のところの別表あ、すいません。次はですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:35	別所のところにつきましては対象としていただく施設の部分を作成するにつきましてもすべての
0:07:45	資料用ですねなんていうものなので、すべて妥当なんです。
0:07:55	スーパー3 ページの方につきましても同様です。はい。わかりました。
0:08:02	さっき、4 ページにつきましてもあれしていただく、記載すべきそういったものがですね、ずっと続くもの。
0:08:11	はい。
0:08:12	それと違うところがですね滑りの聞こえを、
0:08:17	語尾のところですね、
0:08:20	3 号の
0:08:23	そこがですねC R の状態を保安規定、
0:08:27	これ削除しますと、
0:08:29	一般排水は一般放出関係がですね、大石柘植です。そのためですね、しゃべりするということでございます。
0:08:40	その2 点が申請範囲でしてそういった
0:08:50	はい。
0:08:53	9 ペイジーバジェットです、ございます。11 ページにつきましては、コアの谷野大賀につきましては、
0:09:05	大所が発表されています。
0:09:08	12 ページの記載があります。この部分も、
0:09:18	13 ページの
0:09:20	3 条のところにつきましては先ほど言いました一般廃止環境がですね、はい。
0:09:32	P C R のみのところがありますのでそこの作品もございますが、基本、一般配信しております。
0:09:39	先ほどスポーツにつきまして人口ページのところの、
0:09:43	13 条のところ、日本医師会についてとありますが、これについての削除。
0:09:49	同じページの15 ページの別表単位のところが発生してきたの。へえ。最初のところがさといったものをどうやって、
0:10:00	16 ページも同様にして、会議がなくなることとマイステップアップのところなくなるというところで、削除しているものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:10	17 ページは条項番号の方ベースで、
0:10:15	11 ページにつきまして先ほど大口さん説明した通りでございましてあと 19 ページ、5 点をすべて発生する可能性も全部、
0:10:26	はい。
0:10:29	だから、26 ページまで、8 点、第 8 編を、
0:10:36	もう全部削除。
0:10:38	96 ページすべてはい、わかりました。
0:10:44	ちょっとまた、規制庁の本多でちょっとまた後でちょっと他のね、2 番 目の資料でちょっと言おうかと思ったんだけどここでこのほら一般排水 への云々っていうのはなくなるじゃないですか。
0:10:54	違う、被害となって密封線源だけだということになって、
0:11:00	でも大類企画としては
0:11:04	液体廃棄物の何か違った形での処理とか処分っていう行為自体は残って んですよね読むとどっかに引き渡すとかっていう話が、規定上できます けどそういうことでいいんですよ。
0:11:17	その行為自体が残っております。じゃないと、それが 1、前山東から説 明ある T パークとかです。そうそう。うん。
0:11:29	だから、もうもっばらもっばら H T T R からこう一般、
0:11:35	一般排水行為、出しますっていう行為がなくなります。それに係る規定 がなくなりますっていうそう理解してますけど。
0:11:44	いいですか。わかりました。はい。
0:11:50	じゃあ、次の。
0:11:53	東田介護ですね審査基準との、はい。はい
0:11:59	磯野大城を説明させていただきたいと思います。
0:12:03	始まりますが、3 ページの方、ここの事の職務組織のところでした、
0:12:13	この特に主組織の 1 辺の 5 条のみ等々になっておりまして、その部分 で、C T O に係る記載がですね、
0:12:27	4 ページのところはもう、別表等がありますが、すみませんちょっと音 が。
0:12:37	声が。
0:12:40	3 ページの辺につきましては職務の部分でございまして、これについて のところがあるというものでございましてはい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:50	5 ページのところにつきましては使用施設等の操作とか従業員の確保とか、
0:13:02	規定類の作成、臨界管理について、そういったところはいろいろ保安規定上定められておりました、まさにするという部分がございますがそこから辺、その部分が全部のところでは全部削除されるというものでございます。はい。
0:13:19	4 ページのところの 5 ポツの委員会の必要な事項が定められているところにつきましても 8. の記載でございまして、すべてです。
0:13:31	一つの大地震発生期の分析です。
0:13:38	この本編に影響がありました。
0:13:46	跡地につきましては、これはピンクでございまして、他の施設もありますので事前にかかる部分のみ削除されるというものでございまして、そういったかかるところがされるものを、
0:14:04	月分米は先ほど説明ありました。議長お願いします。ページにつきましては、放射線管理に係ります、記載がありますがこれは H T T R に書かれているのが 806 のみの削減となっております。はい。
0:14:21	すいません、11 ページの方がですね 800 のところの、
0:14:31	続きまして、放射性トピックスの運搬貯蔵に関するところの発表の記載がありますので、8 点在削除等で小野記者。
0:14:44	それからうん。坂に他の最近作られるものにつきましても、
0:14:52	他の施設がありますが 8 点、野辺 C T O については職員、
0:15:00	続きまして 4、13 ページのところ、この記載のところ、これにつきましては先ほど言ったように説明してますように一般排水管の関係の方でありますので、
0:15:13	そういった関係のところの条項等が削除される。はい。
0:15:20	とってるところは機械につきましては毎週 1 件の削除を 14 ページですけど、伴につきましては S T A R - I V のところが査定されるっていうのは、
0:15:33	それから 15 ページの緊急時のところを緊急時は 1 度にとった資料は、観点のみの削除というふうになります。
0:15:44	それから 17 ページのところにつきましてはきました一般排水がなくなるといった二つの関係の記録が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:56	について削除されているというものをいただきます。
0:15:59	それから 17 ページの下側に、施設管理方針とか目標について、これについては発表がすべてなくなりますので、
0:16:07	新宅幹事お願いいたします。
0:16:17	先般 20 ページ最後にその他必要な事項ですね、これがちょっと当てはまらないような定義と、こういったものをですねすべて入れておまして 8.1 がすべて削減されるということ、
0:16:31	を意味しております。
0:16:33	三野大城につきましては以上でございます。
0:16:37	規制庁の本田ですありがとうございます。
0:16:40	ちょっと一通り、三つ目もやっちゃってもらっていいですかね。
0:16:46	はい、わかりました。
0:16:48	2 点目の規制すべき事項の確認表でございます。これにつきましてまず左の方見ていただきますとこの日、41 非該当のための記載の不足というのが背景ございまして、
0:17:05	それが環境保護の観点、①から⑬までありますがすべて内容につきましては削除するというものでございます。
0:17:15	一ノ瀬所の組織につきましても策定すると。
0:17:19	②の施設の操作につきましても、アピールするというもので、③の管理区域主務管理区域のお話について模索中でございます。
0:17:30	④の線量の監視、並びに保全の強化につきましてもエリアのところ削減されるというものでございます。
0:17:38	入って廃止につきましてもここは 41 非該当のお話だけですのでしていただくの大槻さんや末田レベルというものがございます。
0:17:47	それから⑥の放射線益測定器の管理につきましても、失敗していったり、記載が削減されると。
0:17:54	燃料の受払い、委員課長層につきましても A C 系の記載が削除されているものでございます。
0:18:02	③の⑧の放射性廃棄物の廃棄です。
0:18:12	11 の記録及び報告につきましても示していただきたい。
0:18:18	②の施設管理につきましても、職業際、その他の保安に関する事項はすべて規制なくなりますので削減されるというものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:28	それから2ページのですね下側の液体最高車載技術の一般排水の環境に関する記載の設定をして、ここにつきましては丸井機能関連としましては①の放射性廃棄物の廃棄のところになりまして、
0:18:45	先ほどから説明しますように、こういった書いてますが、管理基準値とか、オフィスの基準、そういったですね情勢が削除されるというものです。
0:18:59	丸色、議事録を6分部分につきましても、当時の記録がありますのでその部分、
0:19:09	していただく説明につきましては以上となります。
0:19:14	規制庁の本田ですありがとうございます。
0:19:16	ちょっと
0:19:19	許可との反映のところは、すごい説明終わったところでちょっと言いましたけどやっぱりここ一般排水への一般海水高への放出っていう、
0:19:29	規定がなくなるというところがちょっと特徴的な変更なってるんで、ちょっとここでちょっとお願いしたいのが、
0:19:39	2番目の資料。
0:19:41	ありますね保安規定の審査基準との対比整理表のところの、
0:19:48	等、
0:19:49	13ページ。
0:19:53	の、
0:19:55	一般排水。
0:19:58	への放出に係る規定を削除するっていう説明のところ、
0:20:05	備考のところになると思うんだけど、残りの谷津真理子ほかの液体廃棄物の管理放出とか、廃棄に係る
0:20:18	規定。
0:20:19	は、全く変更がないんですっていうことがちょっと、
0:20:24	今回の審査、
0:20:26	する上での、
0:20:31	ポイントかなと思って単に規定を削るっていうだけの変更、申請なんでちょっとそこも難しいんですけど、
0:20:41	ここ残り、残るっちゃうか
0:20:47	その他の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:50	その他の液体状の放射性廃棄物の、
0:20:56	廃棄に係る既規定には変更はないっていう一言を。
0:21:03	加えていただきたいなと思うんだけど、
0:21:06	その前にあれですかその市来て読むとその、
0:21:11	液体状の廃棄物の、
0:21:15	処理とか処分というのはその管理施設への引き渡しぐらいしかこの保安規定上では読めなかったんだけど、そのほかに何かあるんですか。
0:21:26	てかこれあれか。他、全体の話がおります。
0:21:31	恩田猪鼻椎名須川Cを知ってる限りではもう、有り得ないと思います
0:21:38	日ソビラにですねもう、
0:21:41	結構以外にも、あなるほどだから、
0:21:45	なるほど。だから、じゃあ今回その一般排水への云々掛け消されると、削除されると、その行きたいものは全部管理施設へ。
0:21:56	引き渡すだけの、
0:21:58	その処分の仕方というかね。
0:22:02	そうじゃないかっていうふうな、
0:22:05	10 ページの方をご覧くださいまして、今後管理者というもので、北川の J M T R ホットラボイベントのみになりまして、すみません、ちょっと間違えておりますが、
0:22:17	すみません、73 ページ。
0:22:20	10、14 ページ、4 ページ。
0:22:26	ちょっとこれ北井も管理者とちょっと間違えて室、書いてあるんですが、施設、この4施設からS Tと考えるので、
0:22:36	ホットラボね検討が完了しなければ、もう
0:22:42	引き渡ししかないというふうに思っております。
0:22:46	規制庁の本田です公安管理部の方に、じゃあ、ちょっと距離かければいいのか。それちょっと今私が言った趣旨。
0:22:56	のことを、
0:22:58	この
0:23:00	2 番目の、
0:23:03	等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:05	保安規定の審査基準の整理表の、
0:23:08	14、13 ページとあとその記録んところもありますでしょう、記録。
0:23:15	17 ページか。
0:23:19	ここに、
0:23:21	ちょっと追記するってことをご検討いただけますか。
0:23:29	はい。本管理部主査の川俣と申します。承知いたしましたその追記することを、承知いたしました。お願いします。
0:23:38	よろしく申し上げますもう単純に他の他の液体廃棄物の処理の規定には何ら変更がないってことを一言。
0:23:46	書いてもらえばいいかなと思うんで。
0:23:49	はい。以上、
0:24:04	わかります。大丈夫ですか。じゃ、北地区はこれで以上ですかね、御説明。
0:24:12	ですね。
0:24:13	はい。ありがとうございましたじゃ南地区、
0:24:17	よろしく申し上げます。
0:24:27	燃料材料開発部の大西でございます。南区の方、①のところからぜひ、ちょっと待ってください。すいません。ちょっと話が、ごめんなさい。
0:24:52	はい、お願いします。
0:24:55	①の資料、保安規定変更認可申請と、仕様変化、仕様変更許可の対比表ですね、1 ページ目ですが、保安規定に放射性廃棄物内廃棄物の管理、53-3 を追記しております。
0:25:14	これはです変更許可の方の方ほうのところにですね、放射性廃棄物でない廃棄物に対応の文章、参考資料に追記させていただきますので、それとまた対応ということになります。
0:25:30	2 ページ目、参ります。保安系の方、74 条の方に、核燃料物質の使用の方に、対象とする設備としまして、流動結合プラズマ質量分析計を追記しております。
0:25:46	はい変更申請書の方で、当該装置の仕様を追記しておりますので、保安規定もあわせて変更ということになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:56	2 ページ目の、明日、下部の方ですね、74 条の 2 項に、維持管理設備について、核燃料物質使用地域の評定を行うというふうに記載しております。
0:26:10	これは変更許可申請書の方で、新たにですね、維持管理設備に追加する機器がありましたので、保安規定を変更するというものでございます。3 ページにわたって、
0:26:24	使用変更許可で、維持管理設備に変更した、
0:26:29	基金の記載がございます。33 ページ目の中段ですね、78 条の 3 に、手法についても、維持管理設備を含むという文言追記しております。
0:26:41	これ、先ほどと同じです、維持管理設備が増えたので、文言を追加しております。下の段今言いまして 78 条の 4 につきましても、
0:26:53	その 1 個、2 項ともにですね、維持管理設備を含むというものを追記しております。その辺骨盤堀場に設備を追加したためでございます。
0:27:03	4 ページ目、78 条の 5、あとその下の段、78 条の 6、こちらにつきましても、先ほどと同じです。維持管理設備が追加されておりますので、
0:27:18	あわせて保安規定文言を追加するというものでございます。
0:27:22	頁玉田 79 条法ですが、
0:27:28	記載の適正化によるものです。で、本店を変更いたします。下の段、81 条につきましても記載の適正化によって、判定を変更するというものでございます。
0:27:42	6 ページ目参ります。保安規定の方で、別表第 5 の品質マネジメントシステムの文書体系を変更しております。
0:27:55	所内での、あの日、
0:27:57	マネジメント文書体系の変更があったために、この規定を変えるというものでございます。許可の方での対応ということはありません。7 ページ目参ります。別表第 32 の、
0:28:10	保安規定の時に別表第 32 の、をし、各施設の廃液タンクにおける発生モードの分類というところから、ナンバー 11 節内の排水というところを削除いたしまして、変更許可の方で、
0:28:23	No.11 セルを削除するために、保安規定を変更すると。
0:28:29	8 ページ目の方に参ります。別表第 36 の負圧と、あとは警報設定値のところ、維持管理設備、No.1112 セルという設備名称を追記いたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:43	変更許可の方で、これは維持管理設備に追加するために、保安規定を変更するもので、
0:28:50	9 ページ目参りまして、
0:28:54	先ほどの別表第 36 の続きで、金額の欄に、実験室のグローブボックスを追記いたします。新たにですね変更許可申請書でグローブボックスを追加いたします。
0:29:06	ので、それにかかるサービスを保安規定の方に反映しております。
0:29:13	10 ページ目の方に参ります。別表第 4 中の核燃料物質の取扱制限の欄、GMのところ、11、12 セル、あと温室に関する
0:29:24	記述を削除しております。変更許可の方で、これらの物Bの人事、
0:29:32	もしくは維持管理設備の変更するために、保安規定のほうを変更してございます。
0:29:42	次のページに参りまして、11 ページですね、FMFの方に、先ほどの続きですね、別表第 4 中の核燃料物質の取扱制限量の表。
0:29:52	FMFの欄に分析室を追加いたします。保健所の方で、分析室での取り扱いを開始するために、保安規定の方も制限量に対する追求をしております。
0:30:09	12 ページ目の方、須藤檀は変更所管の方の制限量に関する部隊がござい
0:30:16	ます。12 ページ目の花壇ですね、別表第 41 の巡視というところの、ちょっと13 ページ目に跨っておりますが、注記としてGMの維持管理設備を含むという記載を追記いたします。
0:30:29	変更許可の方で維持管理設備を追加いたしますので、本店を変えるというものでございます。
0:30:37	14 ページ目参ります。本規程の方で、待合の平面図を変更いたします。変更許可申請書とあわせて、保安規定の図面を変更するというものでござ
0:30:49	います。15 ページ目も同様でございまして、変更許可申請における、図面の変更に合わせて保安規定の方の図面を変更いたします。
0:30:59	①の説明については以上です。
0:31:03	はい、規制庁の方でありがとうございました

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:06	それ全部こま許可反映は全部この6月16日付の許可っていうことでいいでしょうね。
0:31:15	岡本さんねわかりましたはいありがとうございますはい。
0:31:18	土井です。
0:31:21	次、2番目は②の資料、保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表の方参りたいと思います。
0:31:34	102ページですね、2ページ目、第2号の品質マネジメントシステム、4項の欄に該当するのが、先ほどの伴の別表第5の品質マネジメントシステム、文書体系というふうに再整理しております。
0:31:51	3ページ目は、関連する条文ですかね、変更ない部分もあわせて記載しております。
0:32:00	次、5ページ目に参ります。
0:32:07	第5項の主要施設等の早産、参考人、臨界管理について定められていること、この基準に一括するのが、別表第40並びに別段別表第40になります。
0:32:24	関連する記載が6ページ、変更30分を合わせまして、7ページ、8ページと記載してございます。
0:32:33	1ページ、8ページの中段ですね、第5号の第5号、確認をします資料を前後に確認して、定められていることということで、第70条がここに該当するというふうに整理しており、
0:32:50	す。あと、あわせて、別表第36ですね、9ページが、今10ページに跨って記載がございまして。10ページの中盤中段以降は、変更のない関連条文について、
0:33:03	10ページ、11ページ、12ページ、13ページの上段まで記載してございまして。13ページ目第6号の一方ですね、
0:33:16	管理区域の設定及び措置に並びに立ち入り制限に関することということで、別図の第3、第6号、こちらに該当いたします。
0:33:26	関連条文変更ないもの、13ページ、14ページと15ページにわたってお伝えしてございます。
0:33:35	続きまして、17ページになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:41	第 8 号の 8 項ですね、放射性廃棄物が廃棄物の取り扱いに関するものということで、第 53 条の 3 はこちらに該当するという整理をさせていただきます。
0:33:53	続きまして 18 ページですね、第 11 号の 4 項、液体廃棄物の工事箇所等の欄に該当するのが別表第 32、各施設の廃棄タンクで橋本の分類と、
0:34:08	いうふうに整理しております。
0:34:13	続きまして 20 ページ目ですね、第 15 項の第 1 項、施設管理方針施設管理目標及び施設管理実施計画の作成等々に関する欄に、
0:34:25	第 78 条の 3、
0:34:28	次のページに行きまして 77 条の 4、71 条の 5、77 条の 6 等、79 条 81 条、別表第 41 については、
0:34:39	ここ、ここに該当するという整理でございます。
0:34:45	②については以上となります。
0:34:50	はい、3 番、丸さん、どうぞ続けてお願いします。
0:34:57	次、田丸さんの資料ですが保安規定に決議事項の確認表ですが、変更の背景として放射性廃棄物内廃棄物の管理に関することに追記等あります。
0:35:10	確認の観点及び妥当性ということで、53 条の 3 に、
0:35:17	放射性廃棄物の廃棄の管理に関する事項を追加しております。
0:35:23	次の欄ですね、組織体制及び品質マネジメントの見直しがございましたので、
0:35:31	第 1 項の使用規則の第 1 項第 2 号、4 項に関連して見直しをすると、別表第 5 を変更するというふうにしております。
0:35:40	井関ホンダん参りまして、取り扱いしましたから、
0:35:45	インターから角田に変更するという点、緑色の、15 条 1 項 2 項に関して、見直しということで 79 条で 81 条を変更するということになります。
0:36:01	次の欄に参ります。k g f において一部の使用施設での核燃料物質の使用の終了等がございました。
0:36:13	まず、①のですね使用施設等の操作という観点で、別表第 40 のところですね記載を削除させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:24	次のページ 2 ページ目参ります。観点として②、管理区域等の設定等という線で、別図第 3 の方を名称変更、並びに、
0:36:36	資料行きゃ側の削除等を実施しております。次の段、参りまして③の放射性廃棄物の廃棄という観点で、別表第 32 の方、ナンバー11 セルに係る記載を削除しております。
0:36:50	で、④の施設管理、3 ページ目に跨って記載してございますが、その関係で、78 条の 3、78 条の 456、あと別表第 41 記載を追加しております。
0:37:04	3 ページ目の途中から変更の背景、F M F における使用設備分析装置の障害者の追加がございます。
0:37:14	あと、
0:37:16	①、職務及び組織についてはすでに記載されている文言で管理できるという観点で変更はございません。②のですね、使用施設等の操作については、別表第 4 条の方に分析せん。
0:37:32	における核燃料物の取扱制限量を追加しております。
0:37:37	次の 4 ページ目に跨って、第 74 条に、
0:37:44	装置の追加並びに維持管理設備の核燃料物の使用禁止の表示に係る追加、合わせて、別表第 36 へのバッファ設定値負圧警報設定値の追加を実施しております。
0:37:57	4 ページ目の中段から、管理区域、
0:38:00	設定との観点での変更が記載ございます別第 6-1、1 階平面図を変更しております。
0:38:07	5 ページ目参りまして、排気排水監視設備については、既存の条文で管理できるということで、変更はございません。⑤につきましても、既存の条文に変更はございません。⑥放射線測定評価についても、治療の増分、変更ございません。
0:38:25	⑦核燃料物質の受払い、運搬貯蔵等に関しても、既存の条文に変更はございません。08 節うっせき物の廃棄も同じです。⑨。
0:38:36	同時の措置、⑩、設計想定事象等に係る使用許可の保全に関する措置等⑪の記録及び報告、変更ございません。⑦ですね。
0:38:48	⑫の施設管理の観点で第 78 条の 3561 を追記しております。あと、⑬その他に関する事項についても変更はないという、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:01	確認をしてございます。以上で説明。
0:39:04	終了。はい。規制庁の方です。ありがとうございました。
0:39:09	ちょっと一つ、
0:39:12	まず、維持管理設備の話なんですけれども、2番目の江藤きて、
0:39:21	保安規定との整理表の
0:39:38	17 ページ。
0:39:43	よろしいですか。17 ページの下の方に 9 ポツで、汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていることっていう欄があって、
0:39:54	備考のところはちょっと特に何もなくて斜線なんだけどここはちょっと
0:39:59	今回その維持管理設備がね、追加されることになるんでその維持管理設備に対して、
0:40:08	ここの汚染拡大防止のための放射線防護上の必要な措置ってというのが、
0:40:13	何かあるんじゃないかなと思うんですけれども、今回一つちょっと、直接ね、放射性棒状の措置には関係ないけどその日、どこだっけな。はい。
0:40:27	コタツじゃないですか使用核燃料使用。
0:40:31	研修の表示を行うとかね。
0:40:36	或いはその施設、
0:40:40	これは施設管理の各条文で維持管理設備を含むっていうこの括弧書きを追加したことによっていろんな点検を、
0:40:48	やることなるじゃないですか。
0:40:51	だからそれがこの 9 ポツのそれに当たるルートじゃないかなと思うんだけど、
0:41:00	いかがですか。
0:41:05	はい。
0:41:07	保安規定の第 45 条、第 2 編第 45 条に、床、壁等の除染という項目が定められております。原野常務。
0:41:23	その中にですね管理区域管理者は、別表第 10 号に掲げる値を超えるような要しない点を床壁等に発生させた場合、または発見した場合は、
0:41:35	汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、他に課長に連絡するということがあります。こちらの既存の条文で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:47	はい、対応していると。それは、規制庁のそれはイジカン今回の維持管理する設備も含まれる。
0:41:56	はい。その通りです。まさにマッチした条文がある。
0:42:00	ということで、
0:42:03	そうなんですかそれは、あれでも、
0:42:08	ちょっと込み入った話かもしれないけど維持管理設備って、
0:42:17	あれなんか点検か何かしてきてもいいんだけど、
0:42:24	45条ですね45条、その通りです。ちょっと待ってください。すみません。
0:43:44	そうですね。お待たせしましたえっと今持ってきてまして、
0:43:50	これは、
0:43:54	これ、今の清木認可の第45条ではっきりこう、
0:44:01	維持管理設備を含むとは読めないけれども、
0:44:05	管理区域管理者は、
0:44:08	やんなきゃいけないことをこう書いている。
0:44:12	それはいいんですかそれでちょっと理解としては、
0:44:22	こちらの45条で、定めてるのは床、壁と、維持管理設備も含めてを対象に、
0:44:30	別表第15条第10号の(4)に関する基準についても、対象を限定しているわけではなく、なるほど逆に想定のものを対象にした基準でございます。
0:44:45	はい。だからそっか。現役の現役の施設だろうがもう引退した施設だろう関係なくとにかく、
0:44:53	こういう措置はしますっていう規定だということですね。
0:44:57	はい。その通りです。わかりましたじゃちょっとここをまさにもうマッチした。
0:45:02	なので、ちょっとここは推計追加していただきます。
0:45:09	経済部の大西です。はい。追加いたします。はい、ありがとうございます。
0:45:16	それで
0:45:19	続いてこNRの追加の話なんですけど、これだから南地区じゃなくて北地区の話、ほぼね全く工場分としては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:29	見るべきところがあった見るべき所加賀室長の名前が違う程度で全く一緒だと思うんですけども、
0:45:39	ちょっと両方の方にお聞きするというかちょっと難しいんですけど、一つは、
0:45:50	何だっけこれって
0:45:54	あれですね
0:45:56	か、施設管理統括者がその承認しようとする場合って、その課長の土居放射線第1課長もしくは放射線第二課長の同意を得るって、
0:46:09	第2項か第2項。
0:46:13	第2項であると思うんですけども、
0:46:16	これ施設管理統括者ってのは部長だと思うんだけど、
0:46:23	この部長に対して、課長レベルの同意で大丈夫なんですかっていう、ちょっとその辺すごい非常にあんまり、
0:46:30	組織の話だから、
0:46:32	大洗研さんの方ではそうだって言えばそうなんでしょうけど、
0:46:38	何かあります。
0:46:42	ホットラボ課の木村ですけどよろしいですか。
0:46:48	材料試験炉部の方の施設管理統括者は材料試験炉部長で、その下の施設管理の中で放射線管理第二課長が、
0:46:59	放射線管理を行っているというところがありますので放射線管理第二課長の同意としております。
0:47:07	部長の白土部長。
0:47:12	次、ちょっとお待ちくださいH T T R。
0:47:35	脇田土田地区ですよ今、沖田です。
0:48:24	衛藤今野は、すみません衛藤統括者が議長さんで、
0:48:31	直接直接だからってこと直接の部長課長の関係にあるっていうそういう意味ですか。
0:48:38	施設管理統括者として材料試験炉部長がいて江原主幹です各材料試験、J M T Rやホットラボの放射線管理というものは新居課長が行っていますので、その下というところで、
0:48:56	放射線管理、端的に言うと放射線管理部長っていらっしゃるんですけど、きっと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:03	入ります。その人じゃないんですかっていう、そんだけです。
0:49:11	現在はすでに認可いただいているところも含めてそういう形にしてありますよね。そうなんすよね。
0:49:19	なのでちょっとあんまり、
0:49:22	ちょっと
0:49:24	蒸し返すことも失礼かなと思ったんですけど一応聞いてみました。
0:49:37	それなりに2課長とか1課長にちょっとね、
0:49:43	研究所の中の権限とかそういったことはわかりませんがある程度任されてるっていう、くのか、或いはもう、そういった子を所々、その
0:49:53	所掌の中ではもうその部長同士でのその部長が同意を出すとかそういったことではないような、業務的なものであるっていうふうに、
0:50:05	こちらでちょっと解釈して、
0:50:10	そのように、ここではちゃんと理解します。
0:50:13	すいません。
0:50:19	あとですねこれは南知久なんですけど、作業担当課長ってのは、
0:50:27	いろいろやんなきゃいけないってなって、それぞれその所掌、課長さんが所掌するせ、
0:50:35	施設で発生することがあるから、
0:50:39	こういった何々課長南谷課長というふうに固有の課長名を上げるんじゃないかってこういった作業担当課長っていう言い方をしていると。
0:50:51	いうことでいいですか。
0:50:54	下の年代の間でございます。施設の中で、同じ課長であればもう施設管理者と課長とも一緒なんですけれども、放射線管理課長のより別施設、別の課長が作業するもので営業担当課長というのを一応分けて、
0:51:13	分けてます。輸送なんかもそうなりますので、はい。
0:51:18	例えば、誰、どの課長になるわけですか。
0:51:24	会田でございます。MMFですと、集合体試験課長の仕事については施設管理者をやりつつ作業担当課長もMS課長になりますけれども、
0:51:36	放管員副課長の業務に関しては、瓜生担当箇所は放管1課長。
0:51:44	集合体、集合体試験課長。
0:51:48	はい。施設管理者であり管理区域管理者で佐口課長、アルバイトはい、わかりました。はい、そうなります。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:09	後ですねこれを北と南へと。
0:52:14	共通なんですけれど、
0:52:17	このNRのこの規定設ける場合はその保安規定の、
0:52:23	この審査基準ではそのNISA文書を参考に行って、
0:52:28	なってると思う。
0:52:30	詰まっていますので、
0:52:33	なんですけど、2社文書の中では資材とかバルブ、物品のこともちょっと触れてるんだけど、この物品のことは、
0:52:43	大洗研の北と南これ年計等でも認可してるちょっと手前、ちょっと行きにくいんですけど、
0:52:52	ピンの話はどうかとらえていらっしゃいます。
0:53:06	ドラボヴァのキムラ佃物品とかNISA文書ですと工具の話ですかね。
0:53:11	そう。ちょっと待ってください。そうです。学校分は今回載せてはおりません。
0:53:21	便
0:53:22	小向後とは言ってない。
0:53:32	工具類工具類、工具類ですねはい。
0:53:36	はい。今、本田さんおっしゃった通りすでに既認可いただいているものその前例を踏襲した部分もありますし、今後やっていく上でそちらの公務とかも必要。
0:53:50	が出てきた場合はちょっと検討しないといけないかなと、それは考えております。だからスコープが、ちょっと、ちょっと極端に言うとスコープがそういったここに書いてある金属とかコンクリートガラス、
0:54:01	まずはそっちだろうっちゃうことかな。
0:54:05	そうですね。
0:54:16	でも来ん。
0:54:21	あ、すみません、蛋白本部です。今の件、
0:54:28	おそらくNISA文書は資材物品明確に分けて記載は変わるんですけども、おそらく現場で今、今回規定してるものについてはその資材の物品等といわゆるその廃棄しようとするものに対して、
0:54:44	今回、切手を適用しない、ここに対してはおそらく明確な違いはないんじゃないのかなというふうな、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:52	あるんですね。なのでころっとしたものであってもそれを廃棄をするものについて小石廃棄物じゃないかどうかっていったところを、確認をして
0:55:03	これを使うっていうそういう規定になっているというたてつけだと、ちょっと私ありますか。わかりました。だから、そうですね、まさに、下、
0:55:11	これは使う現場の人たちにとってはすごく多くなるうか金属だろうが、
0:55:16	管理区域から、
0:55:17	出そうとするものに対しては、そういった測定とかね、汚れてないかっていう確認するってことは、分け隔てなくやる話なのでと。
0:55:28	わかりました。
0:55:46	わかった。
0:55:52	当面すみませんちょっとね、すいませんにやっぱ同じく2番目の審査基準。
0:56:00	この紙で、
0:56:09	は、ごめん。
0:56:20	今回グローブ部、
0:56:22	多田南の方なんです、グローブ簿。
0:56:25	No.16 グローブボックスの使用終了に伴ってその核燃料物質の取扱制限の削除とか、
0:56:36	等、
0:56:39	分析室の使用の場所にしたんですよね確か分析室の使用の場所にしたので、
0:56:48	その分析室での核燃料物質の取扱制限量を、
0:56:52	定めるとか、
0:56:58	Aとありますけど、その2番目の資料の
0:57:07	審査基準との整理表の5ページの主要施設との操作のところで何かいずれかそういった、
0:57:17	表現が、備考のところではそういったことが加わられるべきかと思ってたんですけどこれは、
0:57:30	プラズマ。
0:57:41	これありましたら、ごめんなさいあります。角氏、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:47	はい。
0:57:50	あと、現在部の西井です。はい
0:57:54	関連する上部ですが、第4編の72条、燃料物質の管理棟第43条、今回限りになります。はい。
0:58:09	②の資料のですね、6ページの下の方、
0:58:15	それから、7ページ目、18ページ目にかけても、はい。失礼しました。ありがとうございます。わかりましたわかりました。
0:58:27	この部分については変更はございませんでした。
0:58:32	はい。
0:59:16	んじゃ奴、
0:59:18	ちょっとお待ちください。
0:59:47	OKですすみませんありがとうございます。わかりました。
0:59:51	40表で、
0:59:54	うん。清家室長。はい、わかりましたありがとうございます。すいません。
0:59:59	確認しました。
1:00:07	噴射。
1:00:14	はい。
1:00:17	はい。終わったんですか。規制庁の本田ですけど。
1:00:23	それではこちらからちょっと確認したいことは以上になります。
1:00:29	それでちょっと、それぞれ鶺鴒田知久南地区でこの
1:00:36	2番目の保安規定の整理所への追記はちょっと、まず北地区の方ではちょっとご検討いただくってということで、南地区もご検討いただくっっちゃうことで、
1:00:47	ですけれども
1:00:51	検討していただいた結果
1:00:55	追加するってということになったらまたちょっと面談でね、
1:00:59	その当該資料だけをちょっとご説明いただくというか、
1:01:03	という形にしようかなと思うんですけども、それいかがでしょうか。
1:01:29	大丈夫HTRのノジリですけど。はい。私は特にそのようなことで問題ないと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:43	赤木ナカムラです。5ページの対応でいいかと思います。面談はまた、大北南章がそうです。もう、
1:01:56	一緒に、
1:01:59	いいです。はい。またちょっと調整させてくださいじゃ。
1:02:03	承知いたしましたじゃまずこちらの方、真木高野中出泊関戸とか奥津いただいた上で、新規することになれば、の中でご提供させていただければと思いますので、別途調整させていただきます。よろしく願います。
1:02:21	来ていただくノジリなんですけど、1件よろしいでしょうかはいどうぞ。はい。
1:02:27	浅野ちょっと先ほど説明したところでちょっと若干間違いがありまして、実態のところですね。はい。
1:02:37	都丸いろんな資料なんですけど、14、ちょっと牧田地区、喜多地区、北地区の②番。
1:02:45	はいはいはいどうぞ。はい。はい。そこは納期は1分ところなので、これ記載とかいってリスクと液体廃棄物の管理者と近いところ、間違ってたのでここを修正させていただきたいと思います。さっき指摘されたところ、14ページですかけ。
1:03:01	解決な管理者にさせていただく本日でしたのでこれ前作表となります。先ほどの件ですが11いただきたいんですが、12ページ。はい。
1:03:14	2ページのところにですね塩田爾見機械については引き渡すことになっておりますので、学校の一井と有賀の宮野は削除されまして事務系は、
1:03:24	連携とそれぞれ引き渡すっていうのがそのまま記載しておりますので、改善変わったというふうになります。はい。
1:03:33	すごいですね。
1:03:41	はい。だから、そのHTTRの人から、
1:03:47	一般排水。
1:03:49	に放出するっていう規定だけが削除されて、
1:03:52	他の
1:03:56	管理者がなくなるっていう値のみ説明してしまったんで、そうなるほどはいわかりましたはい。
1:04:03	はい。はい。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:09	ちょっと待ってください。そしたら、原子力機構さんから何か、
1:04:15	他にご発言ありますか。
1:04:21	赤沼ナカムラですすみません衛藤修正の箇所だけちょっと。荒谷宗です。確認をさせていただきたいなと思います。北と南でそれぞれ資料の修正とかの修正の検討すべき箇所がはい。
1:04:39	いうふうに認識でして秋田は先ほどちょっと説明ありましたが、この液体廃棄物について、H T T Rに関連するものとして一般、
1:04:51	長谷工への発表するけれども、はい。この施設から発生する液体廃棄物については既認可の条文に変更がないじゃない。
1:05:03	以降の2番、2番目の資料の備考のら、
1:05:07	背景記載をすることで、それが13ページのまさに排煙ところと記録のところね。
1:05:14	はい。はい。はい。市岡所長。
1:05:18	あともう飯尾秋田ない子が、こちらと同じくその2番目の資料の当店。
1:05:30	拡大防止みたいなことで、はい。
1:05:33	そのこの箇所にこちら金管委員。そういう措置は講じてるのでその部分を抜き出して記載をするということですのでよろしいですね。はい。結構ねこ変更がない箇所になるので整理としては関連条文画変更なしみたいな形で当該
1:05:53	を指名すること。そうですね。そうですね。はい。しました。はい。
1:05:59	OKです。はい。以上2点についてちょっと対応について検討はさせていただきます。はい。私からは以上です。佐藤新居グリーン現場の方から何かございますか。
1:06:13	材料試験の分はありません。ホットラボのキムラです。
1:06:17	現在のマエダです。大部もございません。
1:06:22	はい、わかりました。じゃあこれよろしいですかじゃあ、これで大洗研究所、
1:06:29	北知久南地区、それぞれの保安規定変更認可申請に係る面談終了いたしますどうもありがとうございました。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。